

# 交野市立青年の家武道施設自動販売機設置事業者募集要項

令和6年2月1日

交野市教育委員会が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加する方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

## 1. 公募物件

### (1) 清涼飲料水自動販売機一覧

物件番号	所在地	設置場所	外形寸法		台数	基本使用料 (年額)	位置図
			幅	奥行			
④	交野市私部 2-29-3	青年の家武道施設ロビー ④	1.17m 以内	0.85m 以内	1台	12,000円	①
⑤	交野市私部 2-29-3	青年の家武道施設ロビー ⑤	1.17m 以内	0.85m 以内	1台	12,000円	②

※自動販売機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所を確認してください。

## 2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

### (1) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 被保佐人（民法に定める一定の場合は除く。）
- ウ 未成年者（民法に定める一定の場合は除く。）
- エ 破産者で復権を得ない者
- オ 交野市の指名停止措置を受けている者又は交野市の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

### (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過しない者を含む。）であること。

- ア 交野市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 交野市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が交野市と契約を締結すること又は交野市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第234条の2第1項の規定により交野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて交野市との契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 市税に係る徴収金を完納しており、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (6) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

- イ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められる者。
- ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

### 3. 自動販売機の設置の許可条件等

#### (1) 使用料等

##### ①設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

##### ②使用許可の期間

使用許可の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日の原則として1年間とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと交野市が判断する場合は、当初交野市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初許可から3年以内を限度に、引き続き使用許可を行います。

##### ③使用料

自動販売機の設置にかかる行政財産使用料(上記基本使用料)と設置する自動販売機で商品を販売して得た代金(消費税及び地方消費税含む)の総額(以下「売上高」という。)に、設置者が提案する交野市へ納付する割合(以下「納付率」(割合)という。)を乗じた額との合計額を使用料とします。売上本数と売上高は、売上のあった翌月末までに交野市に報告するものとします。又、施設が休館した場合も設置料等に変更はありません。

使用料は、交野市の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。

##### ④電気代

電気使用料は、自動販売機に設置する電気量子メーターの指示値により計測した使用料に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額とします。なお、設置する電気量子メーターについては、適正なものとし、その設定費用は設置事業者の負担とします。電気使用料は交野市の発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

⑤その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

⑥必須条件

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件毎に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行ってください。

⑦下記の事項にできる限り協力して頂きますようお願いいたします。

東日本大震災規模の災害発生を想定し、非常用飲料水等の提供について本市が検討する場合に、協定等の締結に向け積極的に協力してください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ①使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③販売品の搬入・搬出時間については、交野市の指示に従うこと。また、搬入後の廃棄物については、設置事業者が引き取ること。
- ④販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りまたは紙コップ式清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。  
また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。  
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消事由等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取消により使用者に損失が生じてもこれを補償しません。

- ①許可物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- ②上記3. の使用許可に係る条件に違反する行為があると認められるとき。
- ③設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してくだ

さい。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を交野市に請求することができません。

#### (6) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

### 4. 応募申込手続き

#### (1) 申込受付期間

令和6年2月1日（木）～令和6年2月22日（木）

午前9時～午後5時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。）

#### (2) 申込受付場所

交野市私部2丁目29番1号

交野市立青年の家内 社会教育課

#### (3) 申込みに必要な書類（各1部）

①応募申込書（本市所定様式）本市社会教育課ホームページよりダウンロードしてください。

②誓約書（本市所定様式）本市社会教育課ホームページよりダウンロードしてください。

③2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し

#### (4) 申込手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参し提出すること。郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。なお、提出された書類等は返却しません。

### 5. 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 清涼飲料水の自動販売機については、1応募者は複数件の応募ができます。

(3) 公募物件に対し、設置者が提案する納付率（割合）が最高値で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高値の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。

(4) 設置事業者の決定は、令和6年2月29日（木）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知します。

### 6. 使用許可申請の手続き

(1) 設置事業者決定した者は、令和6年3月8日（金）までに、次の行政財産使用申請書を提出してください。併せて、「2. 応募資格要件」(5)に記載する税の納付の証明として、市民税又は法人市民税の納税証明書と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

(2) 《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

①行政財産使用申請書（本市指定様式）

②設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力のわかるもの)

③証明書類 (発行日から3か月以内のもの)

〈法人の場合〉…法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、納税証明書

〈個人の場合〉…印鑑証明書 (市町村発行)、身分証明書 (本籍地の市町村発行)、納税証明書

#### 7. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

②設置事業者が応募者の資格を失った場合。

#### 8. その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

#### 問い合わせ先

交野市教育委員会生涯学習推進部 社会教育課

交野市私部2丁目29番1号 (青年の家)

担 当 : 児島

電 話 : 072-892-7721 (音声案内1)

FAX : 072-892-1700 (青年の家内)

E-mail : [syakyou@city.katano.osaka.jp](mailto:syakyou@city.katano.osaka.jp)

令和 年 月 日

## 応募申込書（清涼飲料水自動販売機）

交野市教育委員会  
教育長 北田 千秋 様

住所（所在地）〒 ー

氏名又は名称

代表者氏名

印

電話番号

FAX番号

交野市立青年の家武道施設の清涼飲料水自動販売機の設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

### 1. 設置希望場所及び提案使用料

物件 番号	設置場所	提案する納付率（割合）		
		納付率（割合） 小数点第2位までの 数字で記入のこと	●	%
①	青年の家武道施設ロビー④	納付率（割合） 小数点第2位までの 数字で記入のこと	●	%
②	青年の家武道施設ロビー⑤	納付率（割合） 小数点第2位までの 数字で記入のこと	●	%

#### 【納付率（割合）の説明】

納付率（割合）とは、売上のうちの何パーセントを使用料として納付できるかという率（割合）のことを言い、この数字が最も大きい者が設置者として決定されます。

提案者が支払う使用料は、基本使用料金（年額）＋商品売上変動分（売上高（税込）×納付率（割合））  
＋自動販売機が使用した電気使用料となります。

### 2. 添付書類

①誓約書（本市所定様式）

②法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

## 誓約書

私は、交野市教育委員会が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みにあたり次の事項を誓約します。

1. 応募申込書の提出に際し、交野市立青年の家武道施設自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
2. 交野市立青年の家武道施設自動販売機設置事業者募集要項の「2. 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

令和 年 月 日

交野市教育委員会  
教育長 北田 千秋 様

住所 (所在地)  
氏名又は名称  
代表者氏名

印